

令和7年12月24日

令和7年
第6回野洲市議会定例会
修 正 議 案 書

野 洲 市 議 会

議第 81 号修正議案

議第 81 号 令和 7 年度野洲市一般会計補正予算（第 6 号）に対する修正案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 24 日

提出者 野洲市議会議員 遠藤 総一郎

賛成者 野洲市議会議員 荒川 泰宏

賛成者 野洲市議会議員 奥山 文市郎

賛成者 野洲市議会議員 稲垣 誠亮

賛成者 野洲市議会議員 石川 恵美

賛成者 野洲市議会議員 永島 知香

(別紙)

令和 7 年度野洲市一般会計補正予算（第 6 号）に対する修正案

議第 81 号 令和 7 年度野洲市一般会計補正予算（第 6 号）の一部を次のように修正する。

第 2 表 債務負担行為補正のうち、野洲駅前市有地における社会実験支援業務について以下の通り削除する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
野洲駅前市有地における社会実験支援業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	12,000 千円
コミュニティセンターひょう ず LED 化事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	37,000 千円
野洲川 MIZBE ステーション整備事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	1,350,000 千円
全国瞬時警報システム（J アラート）受信機・自動起動機更新事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	13,900 千円
中学校（中主、野洲、野洲北） における体育館空調設置事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	168,700 千円

議第81号に対する修正案関係資料

修正理由

本補正予算案において、野洲駅前南口市有地において社会実験の実施等を目的とする、令和7年度から令和8年度まで、12,000千円を限度額とする債務負担行為が設定されている。

しかしながら、次の理由により野洲駅前市有地における社会実験支援業務に係る債務負担行為の皆減の令和7年度一般会計補正予算（第6号）に対する修正案を提出する。

1. 芝生広場の整備は、野洲川MIZBEステーション整備事業で計画されている整備内容と重複するため。
2. 今回の社会実験の検証結果の内容の如何を問わず、Aブロックを芝生広場として整備することに変更がないため。
3. 野洲駅前南口周辺整備構想検討事業の検討状況の報告が無い現状下での社会実験は時期尚早であるため。
4. 芝生広場の整備は市長公約を理由に進められており、市民に対して丁寧な仕事の進め方がなされていないため。
5. 芝生広場の整備は、年間を通じての賑わいづくりの中核施設とはならないため。
6. 野洲市財政が不安視されるため。

議第94号修正議案

議第94号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する
条例に対する修正案

上記の議案を提出する。

令和7年12月24日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

提出者 野洲市議会議員 工藤 義明

提出者 野洲市議会議員 田中 遼

議第94号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例に対する修正案

議第94号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次の表のように修正する。

(下線部分は修正部分)

修正前	修正後
<p><u>野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例</u></p> <p><u>(野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)</u></p> <p><u>第1条 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例 (平成16年野洲市条例第47号) の一部を次の表のように改正する。</u></p> <p>【略】</p> <p><u>第2条 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次の表のように改正する。</u></p> <p>【略】</p> <p>(野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)</p> <p><u>第3条 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例 (平成16年野洲市条例第51号) の一部を次の表のように改正する。</u></p> <p>【略】</p> <p><u>第4条 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次の表のように改正する。</u></p> <p>【略】</p> <p>(野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)</p>	<p><u>野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例</u></p> <p>(修正前を削る)</p> <p>(修正前を削る)</p> <p>(野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)</p> <p><u>第1条 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例 (平成16年野洲市条例第51号) の一部を次の表のように改正する。</u></p> <p>【略】</p> <p><u>第2条 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次の表のように改正する。</u></p> <p>【略】</p> <p>(野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)</p>

第5条 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例（令和4年野洲市条例第25号）の一部を次の表のよう改訂する。

【略】	【略】
-----	-----

第6条 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次の表のよう改訂する。

【略】	【略】
-----	-----

付 則

(施行期日等)

- この条例等は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改訂後の野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例、第3条の規定による改訂後の野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改訂後の野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下これらを「改訂後の報酬等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 改訂後の報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改訂前の野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例、第3条の規定による改訂前の野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改訂前の野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改訂後の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

第3条 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例（令和4年野洲市条例第25号）の一部を次の表のよう改訂する。

【略】	【略】
-----	-----

第4条 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次の表のよう改訂する。

【略】	【略】
-----	-----

付 則

(施行期日等)

- この条例等は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改訂後の野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び第3条の規定による改訂後の野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下これらを「改訂後の給与等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 改訂後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改訂前の野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び第3条の規定による改訂前の野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改訂後の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第94号に対する修正案関係資料

修正理由

本条例において、第1条、第2条市議会議員の議員報酬の改正及び、第3条、第4条市長等の給与に関する条例改正及び、第5条、第6条野洲市病院事業管理者の給与改正について、人事院勧告に基づき期末手当の改定が提案された。

市職員の例による期末手当の増額の改定案である。

ここで問題なのが、第1条、第2条において議員に対しても同様の増額改定となっている。

厚生労働省の毎月勤労統計調査において、10月の調査では、所定内給与は+2.2%であるが、円安や食料品の値上げにより、実質賃金は9月でマイナス1.3%、10月は0.7%のマイナスとなっている。

10月から最低賃金が引き上げられたが、上昇率は低く、今後さらに円安や物価の値上げが続ければ、実質賃金が名目賃金に追い付かない状況が続くと予想されている。

この様な状況の中、一般職員と同じように議員の期末手当を引き上げるのは、市民感情からして理解を得ることは、困難である。

そもそも人事院勧告は、公務員にはスト権がなく、ベースアップを求めることができない為、人事院勧告という形で、ベースアップが行われてきた。それを基に議員も同様に期末手当の引き上げが行われることに問題があると考える。

よって本条例の表題の修正と、第1条、第2条を削除し、あとの条項を繰り上げるなどの修正をするものである。